

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 年	結 業 年	法人名	()
-------------	-------------	-----	-----

個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の②」)		1	円	連 結 留 保 金 額 対 する 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算 を 個 別 留 保 控 除 額 と す る 場 合	個 別 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の①」)		25	円
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	2				非 適 格 併 合 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額 (別表四の二付表「45」)	26		
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	3				外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17」の計のうち帰せられる金額)	27		
前 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前期の(5))	4				受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「9」)	28		
当 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	5				適 格 現 物 配 分 に 係 る 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「10」)	29		
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が な い も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 並 び に 復 興 特 別 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 の 合 計 額	6				受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二「30」)	30		
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が な い も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 並 び に 復 興 特 別 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 の 合 計 額	7				法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31		
住 民 税 額 の 計 算	別 表 一 の 二 (一)「5」+「7」及 び 「10の外書」の うち 帰 せ ら れ る 金 額	8			連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表七の二付表「19」の計+(別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」))	32		
	個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	9			被 併 合 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二付表「7」)	33		
	個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	10			新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(四)「40」のうち帰せられる金額)	34		
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」)の うち 帰 せ ら れ る 金 額 -別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十六)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)「19」	11			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「20」のうち帰せられる金額)	35		
	連 結 親 法 人 が 大 法 人 に よ る 完 全 支 配 関 係 が あ る 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」)の うち 帰 せ ら れ る 金 額 -別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(四)付表「4」+「16」-別表六の二(五)付表「11」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十六)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)「19」	12			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「21」又は「23」のうち帰せられる金額)	36		
	住 民 税 額 ((8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額)×(20.7%又は16.3%)	13			沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(二)「7」又は「12」)	37		
	当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二「7」のうち帰せられる金額)	38		
	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	15			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二「9」のうち帰せられる金額)	39		
	同 上 の 25 % 相 当 額	16			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「7」のうち帰せられる金額)	40		
	期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表「25の①」)-(4)	17			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「9」のうち帰せられる金額)	41		
	適 格 併 合 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18			収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(二)「18」+「31」+「34」+「37」+「40」のうち帰せられる金額)又は別表十(二)「43」)	42		
	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	19			肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(七)「22」のうち帰せられる金額)	43		
	期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (17)+(18)-(19)	20			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七の二(三)付表「8」の計)	44		
個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (16)-(20)	21		個 別 課 税 対 象 金 額 等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二)「22」)		45			
留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 の 合 計 額 (14)の 金 額 が あ る 連 結 法 人 の (21)の 合 計 額	22		連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (25)-(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)+(37)+(38)-(39)+(40)-(41)+(42)+(43)+(44)-(45)		46			
課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 積 立 金 基 準 額 (別表三の二「15」)	23		留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 (14)の 金 額 が あ る 連 結 法 人 の (46)の 合 計 額		47			
個 別 積 立 金 基 準 額 (23)×(22)又は(23)のいずれか多い金額	24		課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「37」)		48			
			課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 所 得 基 準 額 (別表三の二「38」)	49				
			個 別 所 得 基 準 額 (49)×(46)又は(48)のいずれか多い金額	50				
			基 準 個 別 留 保 金 額 (14)-(24)、(50)又は(0)	51				
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算								
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((51)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$))のいずれか少ない金額	52	円	(52) の 10 % 相 当 額	55		円		
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((51)-(52)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(52))のいずれか少ない金額	53		(53) の 15 % 相 当 額	56				
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (51)-(52)-(53)	54		(54) の 20 % 相 当 額	57				
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算								
連 結 個 別 留 保 税 額 (55)+(56)+(57)	58	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「48」)	60		円		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (58)の 合 計 額)	59		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (60)× $\frac{(59)}{(59)}$	61				

別表三の二付表 平二六・十・一以後終了連結事業年度分